

記者説明会開催のご案内

海外からの模倣品輸入規制強化スタート
～ 個人輸入であってもニセモノは没収！ ～

平素は当会の事業に対しまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、いつも記者説明会に御参加下さった際にアンケートに御協力下さっておりありがとうございます。今回の記者説明会は、皆様からの関心事として挙げられることの多い、模倣品対策にかかる法改正を中心にお話し致します。

海外からの模倣品流入への規制をいっそう強化するため、令和3年5月に改正された商標法及び意匠法を受け、令和4年3月に関税法が改正され、これらの改正が令和4年10月1日に施行されました。

本改正により、これまで個人使用目的であれば規制の対象外であったものが、個人で使用する場合であっても、それが海外の事業者を介した模倣品である場合には、規制の対象となります。通販サイトで個人が使用するために購入したものであっても、その商品が海外事業者から送付される模倣品である場合には日本の税関による没収の対象となります。その購入代金の補償について、日本の税関で対応することはありませんから、モノも届かず、代金補償もされない場合がありますなど、一般消費者にとっても影響の大きい法改正と言えます。

本説明会では、法改正の背景及び内容を説明した上で、この法改正が、海外からの模倣品流入に対処する現場である税関における手続においてどのように実現されていくことになるか、あるいは、我々の実生活にどのような影響を与えるかを具体的に解説いたします。

皆様におかれましては、ご多忙のことと存じますが、ご出席くださいますようお願いいたします。

■日時：令和4年11月21日（月） 14：00～15：00

■開催方法 ZOOMによるオンライン開催

■テーマ及びスピーカー：「海外からの模倣品輸入規制強化 ～個人輸入であってもニセモノは没収！～」 貿易円滑化対策委員会 委員長 福森 智哉

ご出席くださる方におかれましては、準備の都合上、11月16日（水）までに、下記の必要事項を メールにてご連絡くださいますようお願い申し上げます。

①お名前 ②会社名 ③メールアドレス

お申し込み頂いた方には、追って参加用のURLをご連絡いたします。

■問合せ先 日本弁理士会 事務局 広報室 土屋 まで
tsuchiya-hisano@jpaa.or.jp